

令和4年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年1月12日
開催年月日 令和4年1月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 13時57分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	12	高田 幸好
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
7	小埜 一博		第1区域 中井 孝志
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	染野 嘉明		第4区域 齊藤喜久夫

○欠席委員

第3区域 染野 亘志

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 浅見 孝典
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 非農地判定について
- (3) 議案第3号 農作業料金・農業労賃について
- (4) 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 こんにちは。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、本年初めての委員会でございますので、遅ればせながらおめでとうござい
ます。今年もよろしくお祈りいたします。

昨年の暮れからはコロナも大分収束に向かったような感じで、ここへきてオミクロンなど
というのが入ってきました、本当に身近に迫ってきたような感じがいたします。

いろいろこれから皆さん健康に気をつけていただいて、かからないようにしていただき
たいと思います。

それから、話は変わりますが、何年か、2期ちょっとやった——さんが亡くなりまし
て、今日葬式やっていると思うんですけども、昨日行ってまいりました。ご冥福をお祈り
したいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

では、早速始めたいと思います。

○事務局長 ありがとうございます。

早速、議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしく
お願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたし
ます。

ただいまの出席人数は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

1番、堀口榮一委員、2番、井上ゆかり委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので異議なしと認めます。

よって、議事録署名人、1番、堀口榮一委員、2番、井上ゆかり委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで、諸般の報告をいたします。

1月14日に農業委員会秩父郡市協議会農業委員等研修会が皆野の文化会館で開催され、多数の皆様にご参加をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅に転用するために
ついて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字———、地目は畑、面積は6.62平方メートルの1筆です。

転用の目的は住宅用地で、追認となります。権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。

場所は———区内、長瀬アルプス観光トイレから北に約20メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、譲受人は隣接地———に自己用住宅を所有しているが、その住宅の門柱建築のための用地として取得したいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もご覧ください。土地造成は6.62平方

メートルです。

次に、資金計画ですが、

——、ご確認をお願いします。

続いて、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、役場から500メートル以内にある農地であるため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、坂上健司委員に説明をお願いします。

○坂上健司委員 坂上です。よろしくお願いします。

先月末にお世話になりまして、まだ1か月たっていないんですけども、早速こういうことをやるのでなかなかうまくおしゃべりできませんけれども、ひとつよろしく願い申し上げます。

先日、1週間前です、19日に高田委員と事務局の浅見さんと私と3人で一応現地を見てまいりました。

先ほど、事務局のほうで説明しましたように、農地の、しかも面積の小さいところがありまして、また、この門柱がどうのこうのとありますけれども、門柱はもう三角形の元のほう、こちらのほうに建っているまま、そのまま土地が入っている状態なんです。ですから、事後確認みたいな感じなんです。面積もあまり多くもないし、畑として使う様子はとてもできそうもないので、実際の話は皆さんがどうしましょうかというところがございますけれども、私には本当細かいこと分かりませんが、場所も先ほど事務局申し上げましたように、トイレのそばでございますけれども、こちらの家は140号線の中野上の信号から県道前橋長瀬線、500メートルぐらい行って、要するに公民館の十字路のところなんです。公民館のほうに入らなくて、左に曲がってすぐの角のうちでございます。

ひとつ皆様方の協議、お話のほうをよろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

12番、高田幸好委員の説明をお願いします。

○12番高田幸好委員 12番、高田です。

本件につきましては、去る19日に坂上推進委員と事務局の浅見さん、3名で現地を確認させていただきました。

場所をご案内のとおり公衆トイレの反対側でございます。多分——さんが当初土地を購入、分筆登記をするときに、何かの手違いであったかと思われまます。既に門柱が建ってしまして、特に問題はなかろうかと思いまますので、よろしくご審議をいただきたいと思いまます。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございまますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございまませんので、質疑を終結しまます。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いまますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願いまます。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございまましたので、異議ないと認めまます。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しまました。

◎議案第2号 非農地判定について

○議長 続いて、議案第2号 非農地判定、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての審議をいたしまます。

事務局の説明を求めまます。

○事務局 議案第2号 非農地判定についてご説明いたしまます。

非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、または、この土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、「農地」に該当しないものが非農地と判断されまます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

番号1、所在地、大字井戸————、——、地目はどちらも畑、農振区分はどちらも白地、面積は234、59の合計293平方メートルになります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いします。

場所は————区内、県営住宅白鳥団地の入り口の県道から約100メートルと約250メートル寄居方面に進んだ荒川側にある場所です。現況写真も裏面に添付されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

今回の非農地判定は、所有者から「農地」に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものでございます。

現地につきましては、担当地域の推進委員、農業委員と現地確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 1月19日の午後、井上委員と事務局の浅見さんと3人で現地を確認をさせていただきました。

この地図でいうと55番と30番なんですけれども、30番と書いてあるほうは、後ろの写真にもあるように、山林化が大分進んでおりまして、傾斜地でございます。それと、55番のほうは、もう畑がどこにあるか分からないほど竹藪というか竹林になっております。山林化が進んでいることと、復元は非常に難しいということで非農地判定やむなしと考えます。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、井上ゆかり委員の説明をお願いします。

○2番井上ゆかり委員 2番、井上ゆかりです。

1月19日に推進委員の齊藤委員と事務局の浅見さんと現地確認してまいりました。

齊藤委員のご説明のとおり、現地は竹がすごく生えておりまして、畑に戻すことはちょっと不可能だと思いますので、皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 井上ゆかり委員の説明が終わりました。

続いて、これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

6番。

○6番須賀 勤委員 これ、案内図と公図の地番が反対になっていませんか。

○事務局 すみません、資料の案内図が逆転していると思われます。30番と55番の位置が反対になっています。正しくは、三角形のほうが30番、若干長方形といいますか小さいほうといえますか、そちらが55番になります。

こちらの資料の修正も併せてお願いいたします。

○議長 いいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 ほかにございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、非農地と判定することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は非農地に決定し、対象者には非農地通知書を、関係機関には一覧表を送付することに決定しました。

◎議案第3号 農作業料金・農業労賃について

○議長 続いて、議案第3号 農作業料金・農業労賃についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 農作業料金・農業労賃についてご説明いたします。

こちらにつきましては、埼玉県農業会議から農作業料金・農業労賃に関する調査依頼があり、事務局で調査し、算出した賃金を農業委員会に諮り、報告しているものとなります。

それでは、算出した農作業料金についてご説明いたします。

お手元の議案第3号の資料のほうに目を移していただければと思います。

初めに、R3年の欄をご覧ください。

まず、男性の専門作業でございますが、1日当たり8,400円、時給ですと1,050円。こちらは昨年から変動はございません。

次に、一般・軽作業の料金ですが、男性、女性ともに1日当たり8,000円、時給ですと1,000円で、こちらも昨年から変動はありません。

なお、これらの金額につきましては、シルバー人材センターの時給単価を基に算出しております。

次に、町内の農外諸賃金ということで、主な業種における臨時雇用の1日当たりの賃金をまとめました。

続きまして、R3の欄をご覧ください。

まず、公的勤務、こちらにつきましては役場で雇用をする場合の賃金となりますが、1日当たり7,680円、時給ですと960円、昨年より240円増加となっております。

次に、民間ですが、週に一度、ハローワークから役場に秩父管内における求人情報が送られてきております。そちらの情報の12月と1月の求人情報に掲載されていた時給単価の平均値をまとめたものが8,832円です。こちらは業種の募集状況によって変動してしまうものとなります。

続いて、シルバー人材センターの賃金になります。こちらは平均値である1,000円を時給単価としております。

続いて、埼玉県の土木工事設計単価のうち、大工、左官、土木工の普通作業員の1日当たりの賃金となります。ご覧のとおり土木工のみ増となっております。

最後にですが、参考ということで、埼玉県の最低賃金の推移となります。現在は956円で、昨年度より28円の増加となっております。

以上で説明を終わり、それぞれの数値で埼玉県農業会議のほうへ報告したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

6番。

○6番須賀 勤委員 6番、須賀です。

ちょっと聞きたいんですけども、専門作業のほうの部分、女性の欄が空欄になっていると思うんですけども、今、男女雇用とかああいうところで平等かというところで、空いている理由とか何かあるのかとか、入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。トラクター、女性でも随分運転していますよね。

○事務局 事務局からご説明をさせていただきます。

今回なぜ空欄になっているかということなんですけれども、今回の農作業労賃の聞き取りをしているシルバー人材センターのほうに、実際にそういった専門作業があるのかどうかと

いうのを聞き取りを行いました。

実際に専門作業というのが、シルバー人材センターのほうで、そういった機械を使って担っている女性というのがまずいないので、算出している単価がないということの回答を頂いたところがございますので、入れていないような状況になります。

以上です。

○6番須賀 勤委員 理由は分かるんですけども、ただ、これを出すときに、雇用均等とかそういうことはどうなのかなと、私はちょっと思ったんです。現実的には、シルバー人材センターはないんでしょうけれども、実際畑をやっている人なんかでも、女性でトラクターを運転している人結構いるし、その辺が雇用になるのはどうなのかなという気がしたので。

○事務局 一応、聞き取り上ですと、もし万が一そういった作業が発生した場合には、恐らく男性と同じ単価の金額が同様に入ってくるという話だけは伺っております。

○5番櫻井 汪委員 専門作業の金額に該当するという事。

○事務局 そうですね。女性だから安くなる、男性だから高くなると、そういったものはないということは頂いております。もし万が一あった場合にはなるんですけども。

○6番須賀 勤委員 それだったら男女なくして統一してしまったほうがいいんじゃないですか。

○事務局 棒を入れておかないで、ちゃんと資料として入れておいたほうがよろしいと。

○6番須賀 勤委員 あるいは、男女の枠をなくして。

○事務局 そもそも男女で区分を作らないで、統一をさせて資料のほうを作ったほうがよろしいのではないかとということですね。分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

10番、宮澤委員。

○10番宮澤史明委員 全く同じ質問だったんです。

まず、区分の根拠、男女を分けなくてはいけないのかというのがちょっと一つの疑問でした。様式がそうならばしょうがないかなと思いますけれども、本来分けないほうがいいんじゃないかと。よろしくをお願いします。

○事務局 事務局のほうも、来年度以降はこういった資料のほうを見直すような形で、毎年の調査になりますので、改善していきたいと考えております。

○齊藤喜久夫委員 これは農業会議のほうからのあれなんですか、様式が示されているのとは違うんですか。

○事務局 農業会議から調査項目は示されているんですけども、あくまで農業委員会用の議案資料として作っているような形になりますので、幾らでもこちらの議案資料のほうは修正ができますので。

○齊藤喜久夫委員 だったら区分はないほうがいいね。

○事務局 では、来年以降はそういったような形で資料のほう作ってみたいと考えております。

○議長 ほかに何かありますか。

(発言する者なし)

○議長 ございませんで、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、事務局の原案のとおり埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告することに決定します。

◎議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

○議長 続いて、議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについてご説明いたします。

こちらにつきましては、令和元年度に全国農業会議所より、埼玉県農業会議を通して農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を実施し、次年度以降も年度内に1回以上、総会等で法令遵守の注意喚起をするよう依頼があったものでございます。

誠に遺憾なことではございますが、過去に農地転用等に関わる農業委員会の不祥事が全国的に発生したことがございました。言うまでもなく、行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正、公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。

お配りしています農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の資料は、令和元年のときに申し合わせ決議をした内容となっております。

それでは、資料のほうに目を落としていただければと思います。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する

責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上2点を長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

12番、高田委員。

○12番高田幸好委員 細かいことで申し訳ないんですけども、本総会の議題第4号としてこれは出してあるわけなので、この資料のほうも議題第4号ということではっきりと明記しておいたほうがよろしいのではないかというふうに思いますけれども。

○事務局 左上の部分ということですね。分かりました。次回以降表示するようにいたします。

○議長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長 ほかにございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、事務局の説明のとおり、法令遵守について、長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は取り組むことに決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、2月の委員会日程でございますが、2月の委員会は25日金曜日、午後1時30分からとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日金曜日、午後1時30分からといたします。

事務局からほかにごございますか。

○事務局 では、事務局から先日の農地転用の状況のほうをご報告させていただきます。

先日の農地転用の5条の1件ですけれども、令和4年1月20日に承認となりました。

以上で事務局から報告を終わります。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、委員の皆様には長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第1回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

皆様ご苦勞さまでございました。

(午後1時57分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年1月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 堀 口 榮 一

署名委員 井 上 ゆかり